

### ③環境保全の基盤的スキームの推進

#### <現状と課題>

今日の環境問題は複雑多様化していることから、従来からの直接的な規制方法だけでなく、環境影響評価による予防的・予見的手法の活用が重要となっています。県では、環境影響評価条例を制定し、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者に義務づけています。また、開発事業者自らが自主的・積極的に環境配慮を行えるよう「環境配慮指針」を定めるとともに、「公共事業に関する環境配慮指針」を作成し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

また、公設試験研究機関における環境の監視・測定体制を強化するとともに、各機関が連携しながら調査研究をさらに充実化させていく必要があります。

#### <目標>

一定の開発行為において環境配慮の徹底を確保します。

#### <小施策・事業>

##### ③-1 環境影響評価制度の推進

大規模な開発行為等による環境汚染や自然環境の破壊などを未然に防止するため、環境影響評価制度の適切な運用や普及啓発に取り組めます。また、法・条例が適用されない小規模な開発行為の実施にあたっては、環境に配慮した取り組みが行われるよう、県が独自に作成した「環境配慮指針」の普及・啓発を図ります。

(事業例)

- 環境影響評価制度の適正な運用
- 環境配慮指針の普及啓発

##### ③-2 環境に関する調査研究の推進

複雑化した環境問題を解決していくため、公設試験研究機関の各分野における共同研究等により、環境分野に関わる調査研究機能や技術開発体制の強化を図るとともに、相互の連携を推進します。また、国、地方公共団体、大学、民間の研究機関等との連携を図り、情報交換・共同研究を推進します。

(事業例)

- 公設試験研究機関における調査研究
- 国等他の研究機関との連携・情報交換・共同研究推進
- 受託研究・産学官連携公募型研究推進
- 研究成果の県民・事業者への還元

## (6) 生物多様性の保全

### 【施策の方向】

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくため、「生物多様性なら戦略」に基づき、県民、NPO、事業者、教育・研究機関等と協働して良好な自然環境を保全します。また、絶滅のおそれのある希少な野生動植物の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、増えすぎた野生動物の適正な密度管理や外来種による生態系等への被害防止の取り組みを推進します。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
希少な野生動植物の保護管理の状況を評価する指標として活用	県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合 ※全国平均：8%(H19)	12%	12%	生物多様性の保全と再生
	特定希少野生動植物の指定数	12種	20種	
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	42団体	60団体	生態系サービスの持続可能な利用
	エコファーマー認証者数	866人	1,000人	
	「なら生物多様性ネットワーク」参画団体数	79団体	90団体	

## ①生物多様性の保全と再生

### <現状と課題>

現在の生物種の絶滅スピードは、かつてないほど急速で、既に失われた種を再び蘇らせることは出来ませんが、絶滅の危機に瀕した生物種を保全することが求められています。

本県は、北方系と南方系の生物分布が重なる地域であり、大和平野などの低地から大峰山系などの亜高山帯まで大きな標高差があるため、変化に富んだ自然が残されており、多種多様な生物が生息・生育しています。奈良県版レッドデータブックによれば、県内で生息が確認された約 9,000 種のうち、希少な野生動植物は 1,115 種と全体の 12%を占めており、全国平均(8%)より割合が高くなっています。

一方、開発による野生動植物の生息・生育地の破壊や、森林や農地の管理不足等による里地・里山の減少や劣化等により、希少な野生動植物の絶滅が危惧されており、その保護が急務となっています。また、外来種による生態系のかく乱や農林水産業等への被害、鹿やイノシシ等の野生鳥獣による被害が深刻化してきており、これらに対する対策も課題となっています。

### <目標>

県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合を維持します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
希少な野生動植物の保護管理の状況を評価する指標として活用	県内の野生動植物種に占める希少野生動植物種の割合 ※全国平均：8%(H19)	12%	12%
	特定希少野生動植物の指定数	12種	20種

### <小施策・事業>

#### ①-1 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには生息地の保護が必要です。特に多様な生きものが生息・生育する一帯や貴重な種が生息・生育する場を重要な地域に指定して保護をしています。しかし、生物多様性の視点から見ると、指定実態や規制内容、管理水準の現状は未だ十分とはいえないため、より効果的に機能するよう必要な取り組みを進めます。

(事業例)

- 自然公園法・県希少野生動植物保護条例等による規制・指導、普及啓発
- 自然環境保全条例等に基づく規制・指導
- 生物多様性に配慮した鳥獣保護区の指定
- 自然公園の適正利用、野生動植物の保護、美化清掃などの強化
- 天然記念物の保護
- 世界遺産及びユネスコエコパーク内の原生的な自然林保護

## ①-2 野生動植物の保護と管理

生物多様性を保全していくため、野生動植物に関する情報の提供や普及啓発を行うとともに、希少野生動植物の保護や外来種対策を推進します。また、近年、鹿やイノシシなどが増加し、農作物や生態系に影響を与えていることから、それらの個体数管理を実施するとともに、ペットの放逐や遺棄による感染症の伝播等を防ぐため、動物愛護精神と適正飼養の普及啓発や里親探しなどの取り組みを進めます。

(事業例)

- 新たな特定希少野生動植物の指定
- 天然記念物の保護
- 外来種防除の普及啓発
- 「鳥獣保護区」の指定
- 「鳥獣保護管理事業計画」に基づく保護管理
- 保護管理事業計画の策定・推進
- ニホンジカ生息密度の適正化、植生の被害防止
- 地域と連携した外来種防除の推進
- 奈良県レッドリスト及びレッドデータブックの改訂
- 「奈良県野生生物目録」作成

## ①-3 地域特性に応じた生物多様性の保全

大台ヶ原や大峰山などには原生林が見られ、古くからの自然の姿が残るとても貴重な森林です。また、私たち人間と自然との共存・共生の中で形成された里地里山は、人々にうるおいと癒しを与えてくれる場です。一方、都市部における河川やため池、都市公園なども生物の生息・生育場所として重要です。このようなことから、地域特性に応じた生物多様性の保全に努めます。

(事業例)

- 春日山原始林、大台ヶ原、大峰山系などの森林生態系の保全・再生
- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- ナラ枯れ対策
- 耕作放棄地の再生・活用
- 獣害に強い里山づくり
- 環境に配慮した川づくり
- 保安林の計画的整備
- NPO やボランティア団体等による荒廃した里山林整備の推進
- ため池の多面的活用
- 生産緑地地区の保全
- 都市公園での生きものの生息・生育環境となる水辺の保全・活用
- 近畿圏における水と緑のネットワーク形成

#### ①-4 水循環の再生

生物は水循環の過程の中でさまざまな恩恵を受けて生息・生育していることから、水循環を再生することは生物多様性を保全していくうえで重要です。このことから、河川、農業用水路、ため池などにおいて、地域住民等と連携・協働を図りながら、水量・水質の改善や水辺づくりに取り組みます。

(事業例)

- 農地の保水機能の保全
- ため池の多面的機能の活用
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 環境用水の導入検討・促進
- 環境イベント等の実施
- なら水循環ビジョンの推進

#### ①-5 地球温暖化への対応

地球温暖化は、私たち人間の生活だけでなく、多くの生きものの生息・生育に影響をおよぼすものであり、温暖化防止は生物多様性の保全に密接に関係しています。本県は全国に比べ家庭部門における二酸化炭素排出の割合が高く、個人の消費志向や行動意識に大きく依存していることから、県民の行動意識を変えることが重要です。このため、様々な普及啓発活動を通じた温暖化防止対策を進めるとともに、太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用促進や森林整備による二酸化炭素吸収源対策に取り組みます。

(事業例)

- 「奈良の節電スタイル」の推進
- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 各分野における CO<sub>2</sub> 排出抑制の取り組み促進

## ②生態系サービスの持続可能な利用

### <現状と課題>

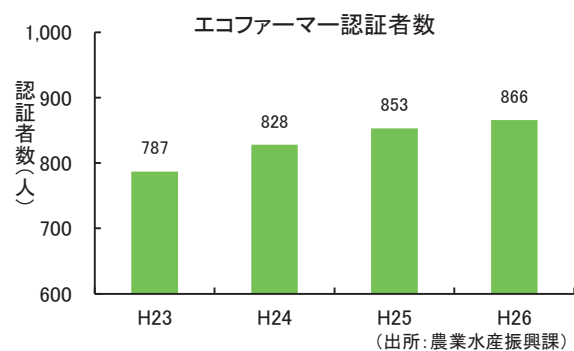
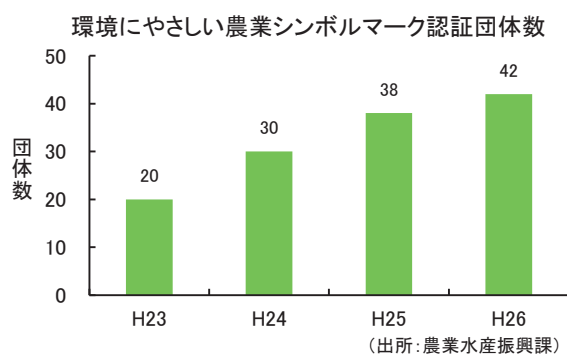
生物多様性の恵みは、持続可能な方法で保全・利用することにより、将来にわたって享受することができる私たちの貴重な財産といえます。このことから、農林水産業や製造業などすべての産業活動において、生物多様性に配慮し、負荷を最小化していく必要があります。また、生態系を山から川、海への大きなつながりとして捉え、生態系自らが再生できる範囲内で利用するという意識醸成を図ることも重要です。

### <目標>

生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	環境にやさしい農業シンボルマーク認証団体数	42 団体	60 団体
	エコファーマー認証者数	866 人	1,000 人
	「なら生物多様性ネットワーク」参画団体数	79 団体	90 団体



## ＜小施策・事業＞

### ②-1 農林水産業における取り組み

農林水産業は、自然の循環機能を利用して、私たち人間の生存に欠かせない食料や生活資材を供給しています。また、農山村地域の豊かな自然環境は、農林水産業などの人の営みにより維持されてきています。このようなことから、農林水産業は、生物資源の持続可能な利用という側面からの取り組みが必要であり、環境保全型の農業を促進するとともに、森林の機能や土地条件に応じた健全な森林づくりや木材産業の振興を図ります。

(事業例)

- 環境保全型農業の推進
- 県産材の利用促進
- 耕作放棄地の再生・活用
- 農地及び農業用施設の保全管理
- 環境に優しい農業に取り組むエコファーマー認定の推進
- 地球温暖化防止・生物多様性保全効果の高い営農活動の推進
- カワウの個体数調整及び防除対策
- コイヘルペスウイルス病の蔓延防止対策
- 溪流魚の産卵場造成

### ②-2 公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮

生物資源の持続可能な利用を続けていくためには、公共事業や地域開発、企業活動においても、自然環境への十分な配慮が必要であることから、環境影響評価などの環境配慮制度を活用しながら、生物多様性の劣化を最小限に抑えるための取り組みを促進します。

(事業例)

- 環境影響評価制度の推進
- 公共事業における環境配慮
- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 公共施設等におけるエネルギー確保体制の整備促進
- 環境配慮指針の普及啓発
- 企業の自然環境保全活動の促進
- 生物多様性アドバイザーによる情報提供

### ③生物多様性を活用した地域の活性化

#### <現状と課題>

希少な野生動植物の保護をはじめ、生物多様性の保全は制約ばかりが連想されがちですが、生物多様性を地域資源として有効に活用することで、保護に結びつくだけでなく、経済的な価値、さらには地域住民の誇りや愛着を呼び起こし、人を引きつけ、地域の活性化につながることを期待できます。このことから、豊かな自然を活用した地域の活性化の取り組みを進めていくことが必要です。

#### <目標>

生物多様性を地域資源として活用し、魅力ある地域づくりを進めます。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	「なら生物多様性保全ネットワーク」参画団体数	79団体	90団体

#### <小施策・事業>

##### ③-1 希少野生動植物等の調査・保全活動を通じた地域の活性化

生態系を地域固有の財産として保全・活用するため、自然保護団体等と連携しながら、身近な自然に親しむための自然観察会や展示会などを実施するとともに、学術研究機関等との連携により希少野生動植物の人工増殖を図るなど、地域の活性化につながる取り組みを推進します。

(事業例)

- 自然観察会や山野草の展示会の開催
- 生息・生育地保全のボランティア活動の促進
- 希少野生動植物の人工増殖の推進

##### ③-2 生物多様性を活用した見所づくり

地域の自然がもたらす川の幸や山の幸にスポットをあて、自然味にあふれる特産品づくりによる地域の活性化を推進します。また、大和野菜など県産食材の活用や食文化の継承・復活、奈良のおいしい「食」と県内のすばらしい「眺望」をリンクさせることなどにより、新たな奈良の魅力創出に取り組めます。

(事業例)

- 地域の食材や景観資源等を活かした新たな魅力づくり



### ③-3 エコ・グリーンツーリズムの推進

近年、スローライフやスローフードへの関心が高まるなかで、県内でもエコ・グリーンツーリズムによる地域活性化の取り組みが進められています。この状況を踏まえて、エコ・グリーンツーリズムのプログラム支援となるよう、農林業の体験、地元農家とのふれあいなど、都市と農村の交流を積極的に促進します。

(事業例)

- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 生物多様性に着目したグリーン・ツーリズムやエコツーリズムの普及啓発

### ④生物多様性を支える基盤づくり

#### <現状と課題>

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進していくためには、県民、民間団体、企業、行政機関など多くの主体が生物多様性について常日頃から関心を持ち、それぞれが自発的に取り組んでいくことが必要です。また、生物多様性の恵みに直接ふれる体験を通して、生物多様性との関わりを認識し、命の大切さや生物多様性の重要性について、さらに理解を深めるための意識醸成を図ることも必要です。このようなことから、生物多様性を支える基盤となる自然環境教育の拠点機能の形成が必要です。

#### <目標>

生物多様性を支える基盤となる自然環境教育の拠点機能の形成を目指します。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
生物多様性保全の取り組みを評価する指標として活用	「なら生物多様性保全ネットワーク」参画団体数	79団体	90団体

## ＜小施策・事業＞

### ④-1 県民意識の醸成

県民一人ひとりが、生物多様性のもたらす自然の恵みの重要性を理解し、行動に移していけるよう、ライフスタイルの転換を促進するとともに、生物多様性を身近な問題とするための普及啓発に取り組めます。

(事業例)

- イベント等での情報発信
- 各種メディアによる普及啓発

### ④-2 生物多様性の恵みにふれる機会の拡大

多くの人々が自然にふれあう機会を持ち、自然のすばらしさを認識するとともに、保護活動に参加する気運を高めていくため、「県立野外活動センター」などを活用した自然体験プログラムの作成・実施に取り組めます。

(事業例)

- 森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施

### ④-3 多様な主体による連携・協働の促進

県民や民間団体の自発的かつ積極的な保全活動や企業の社会貢献活動を促進するため、県、市町村など関係行政機関や民間団体等により設置された「なら生物多様性保全ネットワーク」による活動を促進します。

(事業例)

- 「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進
- 生物多様性に関する研修会の実施

### ④-4 生物多様性を支える拠点的功能の形成

県内の生物多様性に関する情報を一括管理し、それらの情報を発信するとともに、調査研究、技術開発、教育普及等を実施するためのセンター機能を持つ拠点づくりを検討・推進します。

(事業例)

- 調査研究、技術開発、教育普及等のセンター機能創設に向けた検討

## (7) 人づくり・地域づくりの推進

### 【施策の方向】

景観・環境づくりを進めていくためには、一人ひとりが地域や組織において自主的・主体的に取り組む、地域コミュニティ活動としても定着・発展させていくことが求められます。そのため、奈良モデルによる取り組みはもとより、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、景観・環境づくりを促進するための啓発等の取り組みを推進します。また、景観・環境づくりに向けて、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取り組みを推進します。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
人材育成の取り組みを評価する指標として活用	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人	環境を学ぶ機会づくり
	森林環境教育を実施している公立小学校の割合	100%	100%	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35 人/年	100 人/年	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人	
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)	環境への取り組みを通じた「地域づくり」の推進
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	36 人	50 人	
	環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	177 団体	200 団体	
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	70 件	82 件	
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	51%	100%	

## ①環境を学ぶ機会づくり

### <現状と課題>

環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因していることから、その解決に向けては、環境への負荷が少ないライフスタイルや社会経済システムへの転換を図り、将来世代に負担をかけない持続可能な社会を構築していく必要があります。また、持続可能な社会を実現するためには、環境問題について自ら考え行動に移すことのできる人材を育成することが重要です。

このようなことから、家庭や学校、職場等のあらゆる場面において環境教育・学習を進め、人材育成やプログラム開発に取り組むとともに、年齢層や関心の度合いに応じた場や機会の提供を推進していく必要があります。

### <目標>

県民一人ひとりが環境保全に対する理解を深め、実践活動を行っている社会を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
人材育成の取り組みを評価する 指標として活用	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人
	森林環境教育を実施している公立小学校の割合	100%	100%
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35 人/年	100 人/年
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人

### <小施策・事業>

#### ①-1 環境教育・環境学習の推進

県民一人ひとりが日常生活や経済活動の場で環境保全に対して意識し行動できるよう、家庭や学校、職場等の様々な場面で活用できるプログラム等を開発するとともに、自主的な環境保全活動を推進するリーダーの育成、各種イベント等を通じた普及啓発などに取り組みます。

(事業例)

- 環境教育・環境学習のプログラム開発
- 森林環境教育指導者など人材の育成と活用
- 花と緑に親しむ講習会など機会の提供
- 小・中・高生に対する森林環境教育の推進
- ストップ温暖化推進員の養成
- 環境アドバイザーの派遣

## ①-2 啓発イベントの実施

環境保全の取り組みを推進するため、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する県民意識の醸成を図り、一人ひとりにできることは何かを考える場として環境啓発イベントを実施します。

(事業例)

- 森林や川辺を利用した環境学習・体験の実施
- 市町村等と連携した啓発イベントや環境教育の実施
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 「不法投棄ゼロ作戦」等による啓発活動の促進
- 水源地体験ツアーの開催

## ②環境への取り組みを通じた「地域づくり」の推進

### <現状と課題>

自然や環境への関心が高まるなかで、これまで以上に行政と地域が連携・協働する取り組みが求められます。一方、人口減少や高齢化、核家族化などと相まって地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、地域コミュニティに活力がある場合には、環境保全にも積極的に取り組まれることが多くなることから、地域コミュニティの活性化と環境保全の取り組みの好循環を創り出すことが必要となります。

このようなことから、景観や環境づくりの取り組みを通して地域の新たな魅力創出を図るため、多様な主体による自主的な実践活動を誘発しながら、地域内外のネットワークづくりを促進する必要があります。

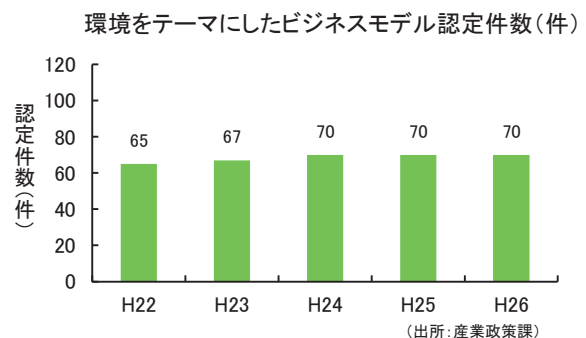
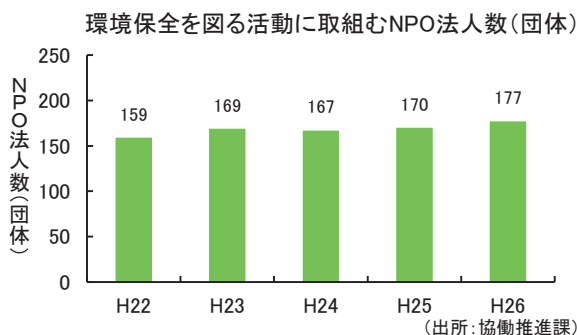
また、地域での取り組みを持続させる仕組みづくりも重要であり、地域に根ざした環境ビジネスの促進にも取り組む必要があります。

### <目標>

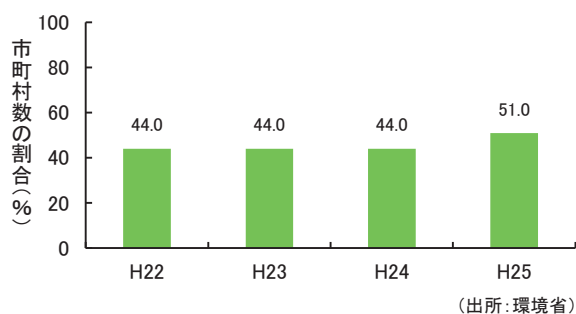
景観や環境づくりの取り組みから地域の新たな魅力を創出します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)
県民・事業者・行政の積極的な取組と連携・協働を評価する指標として活用	景観づくり活動を実施している景観サポーター数	36 人	50 人
	環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	177 団体	200 団体
	環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数	70 件	82 件
	温暖化防止実行計画を策定した市町村の割合	51%	100%



温暖化防止実行計画を策定している県内市町村数の割合(%)



## <小施策・事業>

### ②-1 「きれいに暮らす奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築に向けて、全県的に多様な主体による実践活動を誘発・促進するための推進体制を構築・推進します。本計画の推進を図り、「大和川のきれい化」、「奈良らしい景観づくり」、「奈良モデルによるごみ減量化」に重点的に取り組むことにより、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県づくりを目指します。

(事業例)

- 推進組織の設立・運営
- 参加団体間の連携・交流
- 行動計画・数値目標の共有・推進
- 優良実践者の表彰

### ②-2 景観・環境の魅力化による新たな観光の創出

地域特性を活かしながら、景観・環境づくりの成果を魅力要素とすることにより、新たな観光・交流を生み出し、県内外から注目される持続可能な地域づくりを目指します。

(事業例)

- 「歩く・なら」観光の推進
- 棚田の保全・利活用
- 景観と食材を活かした地域づくり
- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

### ②-3 優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進

世界遺産や国宝などの歴史文化遺産に着目して、これらを拠点とする景観・環境づくりに取り組むことにより、本県の国際的な歴史文化交流拠点としての魅力をさらに高めます。

(事業例)

- 奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善
- 平城宮跡歴史公園の整備
- 世界遺産等の保全・活用

- 文化的景観・伝統的建造物群・名勝(庭園、橋梁)の保護の推進
- 景観資産の登録・PR
- 歴史的風土特別保存地区内の土地買入・管理
- 歴史文化遺産とその周辺地域における無電柱化の推進
- 歴史的町並みに配慮した街路整備
- 歴史的町並み・町家等の保全・活用
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

#### **②-4 自然とのふれあいを通じた地域の活性化**

身近な自然とふれあえる機会や場を創出し、それらを支える人材の育成などに取り組むことにより、地域や世代を超えて多くの人々が交流できる元気な地域づくりを目指します。

(事業例)

- 地域で育む里山づくり
- 林内歩道等整備
- 森林環境教育指導者など人材の育成と活用
- 農家民宿等の促進
- 体験交流型イベントの実施
- 「自然公園指導員」の養成による自然公園の保護と適正な利用の促進

#### **②-5 関係団体等の自主的・主体的な活動の促進**

民間団体や事業者が自主的かつ主体的に環境保全に取り組めるよう、情報提供や広報等により住民参加による地域活動を促進するとともに、農産物等の地産地消や県産材の利用促進などを図り、地域に根ざした環境ビジネスへの支援に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- 環境をテーマにしたビジネスに対する支援
- 県・市町村の率先行動の推進
- 県民参加型クリーンアップ運動
- 地域住民等による道路・河川等の植栽や管理
- サポーター・ボランティアとの協働
- 「なら生物多様性保全ネットワーク」の活動促進
- 県ホームページを活用した各主体間の交流の促進
- 環境に優しい農業に取り組むエコファーマー認定の推進
- 地球温暖化防止・生物多様性保全効果の高い営農活動の推進
- 農業等の地産地消の推進





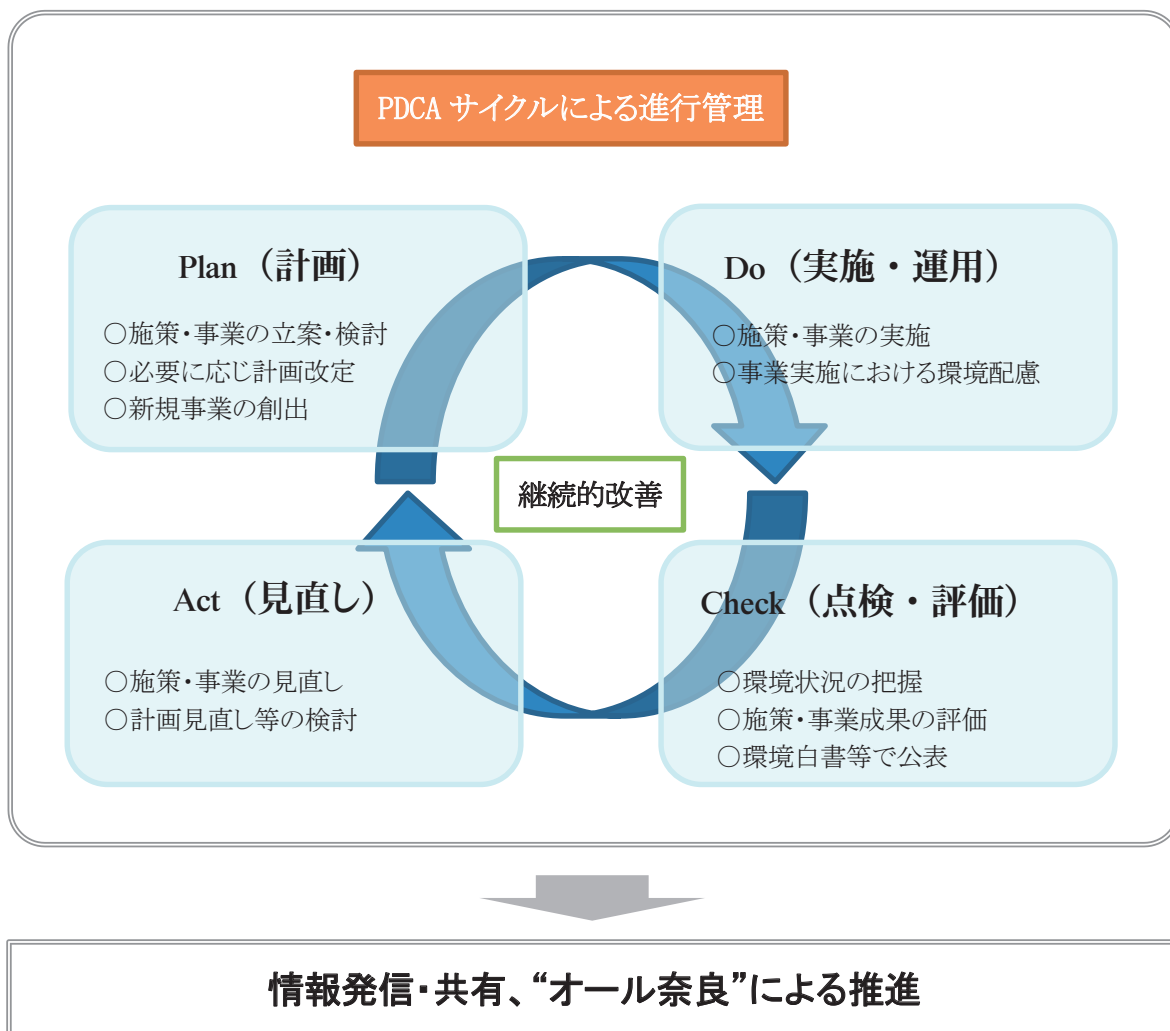
## 第6編 計画の進行管理

---

## 第6編 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を定期的に把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。そのため、計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCA サイクル)に基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施します。

計画の進捗状況等は、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、奈良県環境審議会をはじめ各分野における協議会など様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。



## 【環境用語の解説】

### ア

**アスベスト** 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

**アダプト活動** 市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」。アダプト(ADOPT)とは、養子にすること。道路や河川など一定区画が、住民や企業によって、愛情と責任を持って清掃美化されることから、「アダプト(自分の子どもとして迎え入れる、養子にする)」に例えられ、「アダプト・プログラム」と呼ばれている。アダプト・プログラムの原型は、米国のアダプト・ア・ハイウェイ・プログラム。この市民が「みち」を養子にする仕組みは、1985年頃、米国テキサス州交通局(Department of Transportation)により始められた。当時、州ハイウェイの散乱ゴミの清掃を行っていた州の交通局が、毎年15%から20%の割合で増え続ける清掃費用に困り、市民に協力を呼びかけた。市民グループや企業の人たちが道路を養子にするという新しい発想のプログラムに賛同し、活動が始まったものである。

### イ

**硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)** 石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

**一酸化炭素(CO)** 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したものの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発

生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

**一般廃棄物** 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ(一般廃棄物)まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

### エ

**エコオフィス宣言** 全国に先駆け、地域全体が一致協力して、地球温暖化対策に取り組むことが関西の責務であるとの認識のもと、身近なところからの省エネルギー等の取り組みを実施する事業所(オフィス)を募集し、地球温暖化防止活動の裾野を広げていくという「関西エコオフィス運動」を、関西広域機構が2003年度から取り組んできた。奈良県でも、2011年度から、オフィス活動からの温室効果ガス排出削減に積極的に取り組むため、「まほろばエコオフィス宣言」運動として展開・推進しています。

**エコツーリズム** 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられる。

**エコドライブ** 環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転方法を行うと、燃料消費を節約でき、二酸化炭素等の排出を低減できる。

**エコファーマー** 環境にやさしい農業に取り組んでいる農業者の愛称。

## オ

**大阪湾フェニックス(大阪湾広域臨海環境整備センター)**  
広域臨海環境整備センター法に基づく特殊法人で、一般廃棄物と産業廃棄物海面埋立てにより最終処分することを目的としている。大阪湾圏域の2府4県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)の174市町村(H27.3現在)が参加している。

**オキシダント(Ox)** 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がする。

**汚水処理人口普及率** 下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標。

**汚泥** 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のももの含む。

**温室効果ガス** 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体を温室効果ガスといい、京都議定書では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6種類、2013年からの第二約束期間では三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)を追加した7種類が削減すべき対象とされている。

## カ

**家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)** 使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律。

**環境影響評価** 開発行為が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について、事前に予測と評価を行い、地域住民の意見を反映し、環境に与える影響を少なくするようにするものである。

**環境アドバイザー** 県要綱に基づき、知事が委嘱した環境保全の専門家。環境教育・環境学習など、要望に応じ、学校・団体等に派遣される。

**環境カウンセラー** 環境問題に関する専門的知識や豊富な経験を有し、市民や事業者等の環境保全活動に対する助言(カウンセリング)を行う人材として、環境省が実施する審査を経て認定している。企業などで環境管理・環境保全のための具体的な取り組み及び計画作りの実績がある方や地域の環境保全活動の実施及び企画運営の実績がある方が登録されている。

**環境基準** 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、ダイオキシン類について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

**環境教育・環境学習** 自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

**間伐** 造林した樹木が生長するにつれて枝が互いに触れあうようになると、隣りあった樹木の間にはせり合いが起きるようになる。せり合いが激しくなる前に、目標に合った健全な林を育てるため、一部の樹木を切る行為のこと。

**環境ホルモン(内分泌攪乱物質)** 生体の内分泌系を攪乱させるホルモン作用を持つ化学物質。1996年に米国のシーア・コルボーンらが『奪われし未来』を出版し環境ホルモン問題を提起、世界的に注目された。環境中に存在する化学物質が、生体のホルモン作用を攪乱するために、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こす可能性がある指摘されている。

**環境マネジメントシステム(EMS)** 組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し(Plan)、それを実施・運用し(Do)、点検・是正を行い(Check)、見直す(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

**環境用水** 水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水のこと。

**感染性廃棄物** 医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物をいう。

## キ

### 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により1988年11月に設置された。地球温暖化に

対する化学的知見の充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。約1000人にのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995年12月に第二次評価報告書をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

**京都議定書** 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進めるため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997年(平成9年)12月1日から11日まで京都で第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)が開催され、2008年から2012年までに、日本、アメリカ、EU(ヨーロッパ連合)など先進国(39カ国)全体で二酸化炭素、メタンなど6種類の温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算)を1990年に比べ5%削減する京都議定書が採択された。

## ク

**グリーン購入** 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

**グリーン・ツーリズム** 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール(緑の旅)と呼ばれています。

## ケ

**景観サポーター** 地元での景観づくりに係る活動を行い、将来的には景観づくりの推進員となる人であって、奈良県のサポーターリストに登録された人をいう。「景観づくりに係る活動」には、特に定義はなく、地元での

花づくりなど、景観の向上に役立つ活動であれば良い。

## コ

**コイヘルペスウイルス病** コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん(ただれ)などが見られる。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い病気。現在、コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療法はない。コイヘルペスウイルスは、感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。

**公益的機能** 森林には、木材等の林産物を供給するという役割だけでなく、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源のかん養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等多面的な機能を持っている。一般に、多面的機能のうち、木材等の生産機能を除くものについて、公益的機能と呼ばれている。

**光化学スモッグ** 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

## サ

**再生可能エネルギー** 法律(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律)で「エネルギー源として持続的に利用することができる

と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

**里地里山** 原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域である。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。

**産業廃棄物** 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定められた20種類をいう。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び政令で定める市の事務とされている。

**酸性雨** 化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

## シ

**自然公園** 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立てることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公

用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

**自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)** 自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成14年に制定。

**循環型社会** 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用(再使用・再生利用・熱回収)が促進され、及びやむを得ず廃棄物として処分するものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から脱却し、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会への変換が求められている。

**浄化槽** 生活排水のうち、し尿(水洗トイレ汚水)と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」(生活雑排水は未処理で放流)と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

**小水力発電** 「小水力発電」について厳密な定義はないが、出力10,000kW～30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多く、また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともある。

## ス

**水源かん養機能** 森林の持つ公益的機能の一つで、地表の落葉や地中の根っこ等の活動により、雨水の貯留能力を増大させ、雨水等の河川への流出を平準化し、またその流出の過程で水質を浄化する機能。

**ストップ温暖化推進員** 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第23条に基づき、知事が委嘱。推進員は、市町村及びNPO等と協働しながら、地球温暖化防止の取り組みについて、県民への啓発活動等を行っている。

## セ

**生物多様性** 生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

**瀬切れ** 降雨が少なく河川の流量が少なくなり、その状態が続くとやがて河床が露出して、流水が途切れてしまう状態。瀬切れは、魚等水生生物の生息など生態系や漁業、景観、レジャー等に悪影響を及ぼす。

## タ

**ダイオキシン類** ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-TCDDの毒性



に換算し、毒性等量 (TEQ) として表示される。

**立ち枯れ** 元氣よく育成していた草木が立ったまま枯れること。原因ははっきりしないが、傷ついた蔓などに病原菌がついたり、湿度や高温が影響し、何らかの生理障害をおこすと考えられている。

## チ

**地域環境保全推進員** 県内における廃棄物の不法投棄等の早期発見早期対応を図り、また廃棄物の適正処理に対する県民意識の高揚により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、平成5年度から地域環境保全推進員制度を開始。推進員は、市町村長の推薦に基づき、知事が委嘱。

**地球温暖化** 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が1990年にまとめた報告は、21世紀中に全球平均表面気温は、1.4℃～5.8℃上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には9cm～88cm上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

**地球温暖化防止実行計画** 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。地方公共団体実行計画は、大きく分けて2つの部分 (「事務事業編」と「区域施策編」) から構成される。

**窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)** 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一

酸化窒素 (NO) が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広くは、亜酸化窒素 (N<sub>2</sub>O) や硝酸ミスト (HNO<sub>3</sub>) などが含まれる。

## テ

**電子マニフェスト** 電子マニフェスト制度は、産業廃棄物処理について、事務の効率化、法令遵守、データの透明性確保などの観点から、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬事業者、処分業者の3者が情報処理センター (廃棄物処理法に基づき国が指定) を介したネットワークでやり取りする仕組み。

## ト

**都市公園** 都市公園法に定められた公園または緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

## ナ

**ナラ枯れ** カシノナガキクイムシ (カシナガ) が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損すること。

**奈良県地球温暖化防止活動推進センター** 「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、2006年3月に奈良県知事により指定された。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」など。

**奈良県環境県民フォーラム** 環境保全活動を積極的に行っている県民団体や企業等で構成し、相互の意見や情報交換を通じて、それぞれの団体等の活動をステップアップするとともに、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目的として平成9年8月に発足した。

## ハ

**バイオマス** バイオ(生物)・マス(体)のこと。樹木、草などがこれにあたる。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

**パリ協定** 2015年11月30日から12月13日にわたり、フランスのパリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、2020年以降の地球温暖化対策の法的枠組みを定めた「パリ協定」が採択された。「パリ協定」は、産業革命前からの気温上昇を2.0度未満に押さえるとともに、1.5度未満に収まるよう努力することを目的としており、CO<sub>2</sub>等削減目標を国連に報告することや、目標を達成するための国内対策の実施などを義務づけている。ただし、削減目標の達成自体は義務づけられていない。

## ヒ

**PRTR( Pollutant Release and Transfer Register)**  
化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

**PCB(ポリ塩化ビフェニル)** 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサ等の電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。

PCB廃棄物については、長期にわたり処分されていない状況にあるため、確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定(平成13年6月)され、環境事業団(平成16年4月1日より日本環境安全事業株式会社)による拠点処理施設(全国5ヶ所)の整備及び廃PCBの処理が進められている。

**微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)** 大気中に浮遊している2.5 $\mu$ m(1 $\mu$ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10 $\mu$ m以下の粒子)よりも小さい。PM<sub>2.5</sub>は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

**BOD: Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)** 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

## フ

**ファシリティマネジメント** 効率的な活動のために行う、建築物の設備・人員組織などについての総合的な管理。

**浮遊粒子状物質(SPM : Suspended Particulate Matter)** 浮遊粉じんのうち、その粒径が10 $\mu$ m以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

**フロン** メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中に放出、蓄積されたフロロンが、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾン層を破壊する。様々な種類があり、従来からフロン11、12、113、114、115の5種類が特定フロロンとされている。

## モ

**木質バイオマス** 「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼ぶ。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。一口に木質バイオマスといっても、発生する場所(森林、市街地など)や状態(水分の量や異物の有無など)が異なるため、それぞれの特徴にあった利用を進めることが重要。

## リ

**リサイクル(再利用)** 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材(材料)として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリサイクルがある。

## レ

**歴史的風土特別保存地区** 昭和41年1月13日に地方公共団体から国会・政府に対する要望によって「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が公布された。歴史的風土保存区域が指定され、このうち歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域を、歴史的風土特別保存地区に定めている。

**レッドデータブック** 国際自然保護連合(IUCN)が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁(現環境省)が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」脊椎動物編と無脊椎動物編

を、2000年に植物Ⅰと(維管束植物)と植物Ⅱ(維管束植物以外)を発刊し、その後2006年までに各分類群毎の改訂版を順次発刊している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、「奈良県版レッドデータブック」を作成し、2006年に脊椎動物編、2008年に植物・昆虫類編を発刊した。

## その他

**NPO(民間非営利組織 Non-Profit Organization)**

利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

**3R (Reduce, Reuse, Recycle)** 3Rとは、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース(Reuse 再使用)、リサイクル(Recycle 再生利用)について、3つの頭文字をとって表したもの。リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。リユースは、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。リサイクルは、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。



知れば  
知るほど **奈良**  
はおもしろい



奈良県マスコットキャラクター

**せんとくん**

©NARA pref.

<http://www.pref.nara.jp/>

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-8732 FAX:0742-22-1668

<http://www.eco.pref.nara.jp/>



環境負担が少ない  
植物油インキを  
使用しています。